



- ➔ 02 4月から大竹市奨学金返還免除制度が始まります／届いていますか入学期日及び学校指定通知書
- ➔ 04 小中連携教育・小中一貫教育Q&A
- ➔ 06 市県民税 申告は早めの事前準備を／所得税 確定申告を忘れずに
- ➔ 08 市の人事行政の運営などの状況
- ➔ 10 前期基本計画に示す役割分担／「大竹市民の幸せ感に関するアンケート」結果発表／経済センサス活動調査
- ➔ 12 市消費生活センター／みんなで考えよう公共交通
- ➔ 14 消費者シリーズ・年金のはなし・障害福祉のとびら／としょかんだより
- ➔ 16 勤労青少年ホーム／生涯学習グループの仲間になりませんか
- ➔ 18 生涯学習講座／玖波公民館まつり
- ➔ 20 情報ステーション
- ➔ 27 宮島チャンピオンカップ開設57周年記念競走／広告
- ➔ 28 はじめまして／ひな流し

4月から 大竹市奨学金返還免除制度が 始まります

問い合わせ 総務学事課 ☎2185



届いていますか

「入学期日及び学校指定通知書」

問い合わせ 総務学事課 ☎2185

教育委員会は、市内の小・中学校に入学する児童・生徒の保護者に「入学期日及び学校指定通知書」を送付しています。

まだお手元に届いていない、または通知書の内容に不明な点がある場合は、総務学事課へ問い合わせてください。

入学は指定された学校へ

学校選択制で学校が決定された保護者は、入学する学校が選択決定し

た学校になつていであることを確認してください。選択されなかった保護者は、居住する学区の学校となります。

なお、国立・私立の小・中学校に入学する児童・生徒の保護者は、「区域外就学届出書」に入学予定校の承諾書を添えて、学校または総務学事課へ提出してください。用紙は、学校または総務学事課に問い合わせください。

入学期日及び学校指定通知書

平成24年1月 日

様

大竹市教育委員会

入学期日及び学校指定通知書

児童(生徒)氏名

あなたのお子さんは、本年4月から就学することになりますので、つきのとおり入学されるよう通知します。

- 1 入学期日 平成24年4月1日
- 2 入学すべき学校 大竹市立 学校
- 3 指定学校変更の申立について
保護者は、教育委員会が指定した就学すべき学校(以下「就学校」という。)の指定の変更についての申立を行うことができます。なお、申立に係る要件及び手続は裏面のとおりです。

※入学式期日・時間(学校長から通知があります。)

つぎの場合は、教育委員会事務局総務学事課までご連絡ください。
①現住所その記載事項に相違があるとき、または変更があったとき。
②大竹市立小・中学校以外の学校へ入学されるとき。
③その他、就学に関してご相談があるとき。

【連絡先】
〒710-0892
大竹市小丸一丁目11番1号
大竹市教育委員会事務局総務学事課教員指導係
電話 0827-59-2185
FAX 0827-57-7124

通知書はA4の大きさの用紙で、入学期日や入学する学校などが記載されています。

- #### 就学援助制度があります
- 経済的な理由で就学が困難な児童・生徒の保護者に対し、学用品や給食などの費用を援助する制度があります。
- #### 対象
- ①生活保護が停止、または廃止された
 - ②市民税が非課税、または減免、個人事業税の減免、固定資産税の減免がされている(家屋新築による減額ではありません)
 - ③国民年金の掛金が免除されている
 - ④国民健康保険料の減免、または徴収猶予がされている
 - ⑤児童扶養手当の支給を受けている(児童手当ではありません)
 - ⑥生活福祉資金の貸し付けを受けている
 - ⑦雇用保険の失業給付を受けている
 - ⑧経済的に就学が困難
- ※ ⑧は、生活保護法に準じて計算した収入認定額が需要額の1・1倍未満が対象となります。



援助費項目

認定されれば、次の項目が援助費として支給されます。

学用品費など

学習に直接必要なもの

校外活動費 参加するために直接必要な見学料、交通費など

新入学に要するもの

修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費など

通学費

交通機関を利用して、片道の通学距離が、小学生は4km以上、中学生は6km以上の場合の交通費

給食費

学校給食費

医療費

学校において治療の指示を受けた場合、その治療に要する医療費 詳しくは、総務学事課、または各小・中学校、お近くの民生・児童委員にご相談ください。